

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

真庭市教育委員会

1 指導要録上の出席扱いに係るガイドラインの趣旨

不登校児童生徒の中には、フリースクール等において相談・指導を受け、あるいは自宅で ICT 等を活用した学習活動を行い、学校復帰や社会的自立に向けて懸命に努力を続けている者がいる。このような当該児童生徒に対し、国からの通知（令和元年 10 月 25 日）では、一定の条件を満たす場合に、校長は指導要録上の出席扱いとすることができるとなっている。

また、不登校児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

したがって、このガイドラインは、当該児童生徒にとって、フリースクール等の活動及び自宅において ICT 等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを、校長が総合的に判断するための目安を示すものである。

2 留意事項

- (1) ガイドライン「Ⅰ フリースクール等に通う児童生徒について」では、個々のフリースクール等についてその適否を判断するという趣旨のものではない。
- (2) ガイドライン「Ⅱ 自宅において ICT 等を活用した学習を行う児童生徒について」では、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、学校に登校しないことを認める趣旨ではない。また、家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、不登校児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の公的機関、フリースクール等での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要である。

Ⅰ フリースクール等に通う児童生徒について

判断の目安	
1 学校、家庭、及びフリースクール等との関係について	
①	学校と保護者との間に、協力関係が保たれていること。
②	不登校児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に当該児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
③	フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等の間に、連携・協力関係が保たれていること。
2 フリースクール等の実施主体、事業運営の在り方、及び透明性の確保について	
①	法人・個人は問わないが、フリースクール等の実施者は不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
②	フリースクール等の実施者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有していること。

3 不登校児童生徒のタイプや状況把握・指導の在り方について	
①	フリースクール等は、受け入れに当たっては面談等を行い、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
②	原則、学習内容は小中学校教育課程に準ずる内容であることを前提とした指導が行われていること。
4 相談・指導スタッフについて	
①	スタッフは当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
②	専門的なカウンセリングの方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
5 施設、設備について	
①	学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
②	当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

II 自宅においてICT等を活用した学習を行う児童生徒について

判断の目安	
1 学校と家庭との関係について	
①	学校と家庭との間に、協力関係が保たれていること。
②	訪問等による対面の指導が、定期的かつ継続的に行われていること。
③	家庭にひきこもりがちな状態が悪化しないよう、教育相談室や適応指導教室、フリースクール等での相談・指導を受けることができるように、当該児童生徒や保護者に対して、情報提供が行われていること。
2 ICT等を活用した学習活動について	
①	原則、学習内容は小中学校教育課程に準ずる内容であることを前提とし、民間業者が提供するICT教材を活用した学習や、通信教育を活用した学習であること。
②	学校のプリントを活用した学習であること。
3 学習プログラム・学習の把握について	
①	当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラムであること。
②	月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画であること。
③	ICT等を活用した学習内容、時間について、把握することが可能であること。

○校長は、定期的に教育委員会に児童生徒の学習状況について報告すること。

○出席扱いとした場合の指導要録への記入の仕方について

令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に沿って、不登校児童生徒が教育支援センター等学校外の施設において相談・指導を受けたとき、そのことが当該児童生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名等を記入すること。

（記入例） 出席日数 60日（○日は教育支援センター通所）